

**個人情報保護法とは、(保険薬局も含む)全ての医療
機関に対しても対策が必要とされる、新しい法律です**

個人情報保護法の概要

1. 全面施行 平成 17 年 4 月 1 日

2. 目的(第 2 条)

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大してきました。

そのため、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護が必要となりました。

3. 定義(第 3 条)

・「個人情報」とは、生存する個人の当該情報に含まれる、氏名・生年月日・その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。

・「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合体をいい、特定の個人情報をコンピュータ等で検索できるよう体系的に構成したもの 個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人の情報を容易に検索できるように体系的に構成した情報の集合体であり、目次や索引を容易にするための機能を持つものをいいます。

・「個人情報取扱事業者」個人情報データベース等を事業のために活用している者を指しますが、取り扱う個人情報の数が過去 6 ヶ月以内のいずれの日においても 5,000 を超えない者は「個人情報取扱事業者」から除くとされています。

・法律では、前述のとおり 5,000 人を超える情報を保持する事業者を対象としていますが、厚生労働省による「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」では、この対象範囲外の事業者であっても、法令順守を求めています。

4. 基本理念

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、その適正な取扱いが図られなければなりません。

厚生労働省ガイドラインにより求められている、医療機関における 個人情報保護法の解釈と準拠

個人情報を提供して、医療・介護関係事業者からサービスを受ける患者・利用者は、その(医療・介護関係事業者の)規模等によらず良質かつ適切な医療・介護サービスの提供が期待されていることから、『医療・介護事業者において(個人情報保護)法を遵守し、個人情報保護のため積極的に取り組んでいる姿勢を対外的に明らかにすること。』と、厚生労働省は、ガイドラインで求めています。

(ガイドラインはこちら、<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/12/dl/h1227-6a.pdf>)

個人情報とされる情報とは

名前・郵便番号・住所・電話番号・FAX 番号・メールアドレス・クレジットカード情報・(パソコン等の)IPアドレス・銀行口座番号・社員番号・健康に関するデータ・経済的なプロフィール・保険者番号・その他個人特有の識別情報など。

なお、個人情報の当該者が既に死亡している場合でも、情報を保存している場合には、個人情報と同等の安全管理措置をとるように、厚生労働省によるガイドラインでは求めています。

保険薬局等における個人情報の特有の在り処

処方箋(保管期限を過ぎた調剤済みの処方箋も含む)・レセプト・薬歴簿・調剤録・保険証の写し・各種支援シートなど。身近なところで、これらが記載された用紙がコピーやFAXやメモとして裏紙利用されたりしてはいないでしょうか?またレセプトコンピュータや電子薬歴には、何万枚・何十万枚もの薬歴や処方箋に匹敵するほどの、膨大な個人情報が保存されています。

保険薬局等において個人情報保護への取り組み姿勢を明らかにするには

(例えば?)

- ・ 患者から個人情報の提供を受ける際に
 - 初回来局時に問診票等の記入を求める際に説明する
 - 問診票等に明記する
- ・ 誰にでもわかりやすい場所に
 - 待合室にポスター等で掲示する
- ・ 対話の中で
 - 個人情報とみなされる情報を口頭で確認する際等に説明する

(どのようなことを?)

- ・ 自局における、患者個人情報の保護方針プライバシーポリシー
- ・ 自局における、具体的な患者個人情報漏洩の対策や工夫
- ・ 自局に提供された、患者個人情報の利用目的
- ・ 患者個人情報の利用や漏洩対策に関する問合せ先

EMシステムズでは、レセプトコンピュータ内の個人情報が安易に漏洩しない仕組み(Receipty データガード)を提供させていただくことで、薬局様が取り組まれる個人情報保護対策の一部をお手伝いさせていただきます。

個人情報取扱事業者が守るべきポイント

- ・ 利用や取得において
 - 個人情報は事業者が預かっているものであり、自由に使えるものではない
 - 利用の目的をきちんと特定し、その目的を超えて使用してはならない
 - 情報を得る際には、使用目的を明示しなくてはならず、偽りやその他の不正手段により取得してはならない
- ・ 適正で安全な管理において
 - 情報の漏洩などを防ぐため、安全に管理し、従業員や管理委託先を監督する
 - 利用目的に必要な範囲内で、取得した個人情報を最新の内容に保つ
- ・ 第三者提供において
 - 予め本人の同意を取らずに第三者に提供することは原則禁止
- ・ 開示等に応じる
 - 本人から求められた場合は、開示・訂正・利用停止等を行わなくてはならない
 - 個人情報の取り扱いについて苦情が寄せられたときは、適切かつ迅速に処理を行わなくてはならない

どのような罰則があるのか

6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。(第56条)

また、罰則もさることながら、医療機関で取り扱う個人情報は特に厳しい管理を要求されるものであるため、万一漏洩が起きた場合、損害賠償額や、社会的信用の失墜は非常に大きいものになります。

昨年発覚した医療機関における情報漏洩事例

- ・ A病院(関東) 患者約 250 名分の個人情報が入った病院のパソコン 5 台が盗難に遭う
- ・ B病院(九州) 患者名のついた数百名分の病理用組織の標本が医療廃棄物として適正な処理を施されないまま流出
- ・ C病院(関西) 患者 53 名分の患者イニシャルや年齢性別、疾患部位や病状病歴、レントゲン写真などが本人の事前了承を得ることなく病院のホームページに掲載(一部の患者には口頭了解を得ていたとのこと)
- ・ D病院 ごみ収集場所から、患者名、病歴の記載されたレセプト下書き約 150 名分が見つかる。(職員が自宅に持ち帰り、家庭ごみとともに捨てたことによる。)
- ・ E病院 患者名が記載された封筒にX線フィルムを入れたまま産廃業者に引き渡し。産廃業者が運送中に荷台から約 400 名分を落とす。
- ・ F病院 患者約 7500 名分の個人情報の入った病院のパソコン 5 台が盗難に遭う
- ・ G病院 医師 8 名が自らに発行されたIDとパスワードを医学生に利用させ、電子カルテを自由に閲覧させる。

個人情報をお金に換算すると

1999 年に、某自治体(市役所)から、21 万人あまりの個人情報が漏洩した事件において、司法は自治体(市)と、悪意を持って情報を持ち出し業者に販売したアルバイト従業員の雇用主企業に対して賠償責任を認め、被害者 1 名あたり 15,000 円の損害賠償のし払いを命じました。

NPO 日本ネットワークセキュリティ協会は、個人情報をお金に換算した場合、情報の内容により、1,000 円から最高で 150 万円に相当すると試算しています。これに加え、社会的な信用の失墜による被害額は計り知れません。

2003 年に起こった個人情報漏洩事件は、57 件、被害者総数は約 155 万人、損害賠償総額とリスクの全合計は、280 億円にもなります。

まず始められる身近なことから

盗難防止

- ・ 部外者侵入等を未然に防ぐ(厳重な入退室管理や施錠および鍵の保管など)
- ・ 盗難防止グッズの活用(ノートパソコンやハードディスク等のワイヤーロックなど)
- ・ 部外者侵入等のセキュリティシステム(夜間や休日、留守中の部外者侵入の阻止)
- ・ 容易に持ち出せる情報は施錠保管(バックアップ媒体や紙媒体の保管場所を施錠)

窃視防止

- ・ 薬歴棚などが見えやすい位置にある場合は、間仕切りやカーテンを利用して目隠し
- ・ カウンター上のパソコン画面には、スクリーンセーバーをかける
- ・ プリンタ設置場所や、印刷物の一時ストック場所はカウンターから見えにくい位置に
- ・ 投薬や服薬指導を行うカウンターに目隠しや仕切りを設置

紛失防止

- ・ データの持ち帰り(自宅での仕事)を許可しない
- ・ 社内間移動などやむを得ず持ち出す際には運搬規定等を定め遵守する

廃棄方法の徹底

- ・ 裁断すべき紙媒体は、その場でシュレッダー等にかける、溜めこまない

社内体制の確立

- ・ 従業員の教育
- ・ 従業員採用時には個人情報保護に関する誓約書を提出させる
- ・ 責任の所在の明確化
- ・ 患者向けに、相談窓口を設置

レセプトコンピュータや電子薬歴において、安易に情報が漏洩しないプログラム等を導入する

漏洩と同時に保存性の確保も重要

個人情報保護法では、情報の漏洩に関する事項がクローズアップされがちですが、漏洩対策と同時に第 25 条において、本人からの求めがあった場合には、情報を開示するよう定めています。